

参考資料

1 策定の経緯

2 用語解説

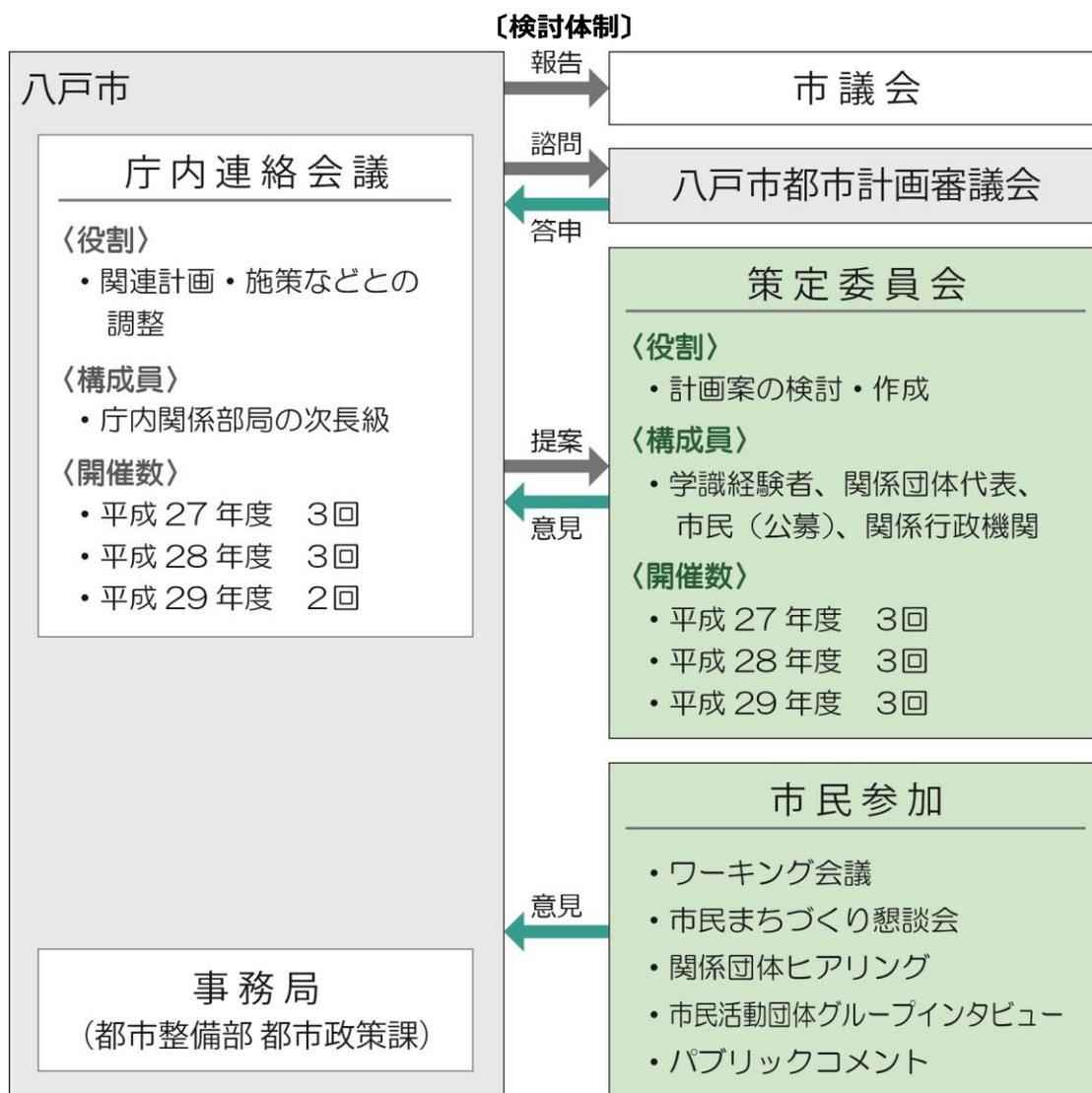
策定の経緯

I-1 検討体制

1 検討体制

八戸市都市計画マスタープランの検討にあたっては、学識経験者、関係団体および市民の代表者などで構成された「八戸市都市計画マスタープラン等策定委員会」を設置し、各専門の立場および市民としての立場などの多角的な視点からご意見を伺いました。

また、庁内関係各課により構成された「八戸市都市計画マスタープラン見直し及び八戸市立地適正化計画策定庁内連絡会議」を設置し、関連計画・施策などとの調整を図りました。



2 八戸市都市計画マスタープラン等策定委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	氏名	所属・役職等
学識 経験者	○	○	○	武山 泰(会長)	八戸工業大学 教授
	○	○	○	樺 克裕	青森公立大学 准教授
	○	○	○	吉田 樹	福島大学 准教授
	○	○	○	河村 信治	八戸工業高等専門学校 教授
関係 団体	○	○	○	石橋 伸之	八戸市連合父母と教師の会 会長
	○	○	○	泉山 和久	三八五流通株式会社 常務取締役
	○	○	○	鶴 直人	八戸IT・テレマーケティング未来創造協議会 幹事長
	○	○	○	狛守 弥千代	あおばの郷 代表
	○	○	○	於本 章	八戸市医師会 副会長
	○	○		馬場 信一	八戸市社会福祉協議会 事務局次長兼福祉支援課長
			○	浮木 隆	八戸市社会福祉協議会 事務局長
	○	○		田頭 初美	八戸市私立幼稚園協会 会長
			○	天摩 直美	八戸市私立幼稚園協会 理事(研修部長)
	○	○		石亀 純悦	八戸市交通部 次長兼運輸管理課長
			○	小橋 和志	
	○	○	○	古戸 睦子	青森県建築士会 三八支部 理事
	○	○	○	立花 悟	青森県防災士会 八戸支部長
	○	○	○	慶長 洋子	はちのへ男女共同参画推進ネットワーク 副代表
市民	○	○	○	橋本 敏子	公募
	○			佐々木 隆一	公募
		○		石橋 司	
			○	吉田 源一郎	
関係 行政 機関	○	○		檜山 幸雄	国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所
			○	田中 慶裕	八戸国道出張所 所長
	○			丹藤 正人	国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局
		○	○	木村 高広	首席運輸企画専門官
	○			中野 隆蔵	青森県 県土整備部 都市計画課 課長
		○		川村 宏行	
		○	下村 誠		

1 策定の経緯

3

八戸市都市計画マスタープラン見直し及び八戸市立地適正化計画策定庁内連絡会議 名簿

(平成 29 年度末組織名)

所 属	役 職
総合政策部	次長兼政策推進課長、南郷事務所長
まちづくり文化スポーツ観光部	次長兼スポーツ振興課長
総務部	次長兼総務課長
財政部	次長兼財政課長
商工労働部	次長兼商工課長
農林水産部	次長兼農政課長
福祉部	次長
健康部	次長兼介護保険課長
市民防災部	次長兼防災危機管理課長
環境部	次長兼環境政策課長、次長兼下水道建設課長
建設部	次長兼道路建設課長
都市整備部	次長兼都市政策課長、次長兼公園緑地課長
市民病院事務局	次長兼管理課長
教育委員会事務局	次長兼教育総務課長
八戸地域広域市町村圏事務組合	消防本部 次長
八戸圏域水道企業団	事務局 次長兼配水課長

I-2

策定までの経緯

		策定委員会など	市民参加など	
平成 27 年度	8月	第1回策定委員会		
	10月	第1回庁内連絡会議	関係団体ヒアリング	
	11月	第2回策定委員会	市民活動団体グループヒアリング	
	12月	第2回庁内連絡会議		
	2月	第3回策定委員会		
	3月	第3回庁内連絡会議	ワーキング会議	
平成 28 年度	6月	第4回庁内連絡会議 第4回策定委員会		
	9月		ワーキング会議 (平成 28 年度第 1 回)	
	10月		ワーキング会議 (平成 28 年度第 2 回)	
	11月	第5回庁内連絡会議 第5回策定委員会	ワーキング会議 (平成 28 年度第 3 回)	市民まちづくり 懇談会 (全 20 回)
		1月	第6回庁内連絡会議	
	2月	第6回策定委員会		
	平成 29 年度	7月		ワーキング会議 (平成 29 年度第 1 回)
8月		第7回庁内連絡会議	ワーキング会議 (平成 29 年度第 2 回)	
9月		第7回策定委員会	市民まちづくり懇談会 (全 13 回)	
10月				
11月		第8回策定委員会	パブリックコメント (全体構想について)	
12月				
1月		第9回策定委員会		
2月		都市計画審議会への諮問 市議会への報告 第8回庁内連絡会議		

※市民参加については、上記に加えて、「第6次八戸市総合計画（平成 28 年 3 月）」の策定にあたって実施した市民アンケート調査の結果を活用しました。

1 策定の経緯

【策定委員会の開催日と主な議題】

	開催日	主な議題
第1回	平成27年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市の現状と課題 ・計画の見直し・策定の必要性 ・検討体制・スケジュール
第2回	平成27年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しの前提条件 ・都市の現状 ・都市づくりに向けた課題
第3回	平成28年2月16日	〔都市計画マスタープラン〕 <ul style="list-style-type: none"> ・将来人口推計 ・地域別の課題 〔立地適正化計画〕 <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域検討の方法 ・都市機能誘導区域検討の方法
第4回	平成28年6月28日	〔都市計画マスタープラン〕 <ul style="list-style-type: none"> ・都市づくりの課題（再整理） ・見直しの考え方（再整理） 〔立地適正化計画〕 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの課題・方針等 ・都市機能の誘導に対する考え方 ・都市機能誘導区域設定の考え方 ・居住誘導区域設定の考え方
第5回	平成28年11月18日	〔立地適正化計画〕 <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域（素案）
第6回	平成29年2月8日	〔都市計画マスタープラン〕 <ul style="list-style-type: none"> ・全体構想（素案） 〔立地適正化計画〕 <ul style="list-style-type: none"> ・市民意見への対応 ・都市機能誘導区域（案）
第7回	平成29年9月4日	〔都市計画マスタープラン〕 <ul style="list-style-type: none"> ・全体構想（案） 〔立地適正化計画〕 <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域の概要
第8回	平成29年11月29日	〔都市計画マスタープラン〕 <ul style="list-style-type: none"> ・地域別構想（素案） 〔立地適正化計画〕 <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域（素案） ・推進方策等
第9回	平成30年1月25日	〔都市計画マスタープラン〕 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン（案）のとりまとめ 〔立地適正化計画〕 <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画（案）のとりまとめ

※策定委員会では都市計画マスタープランに加えて、立地適正化計画についてもあわせて検討を進めてきたため、立地適正化計画に関する議題についても示しています。

I-3

市民参加の記録

1 ワーキング会議

〔平成 27 年度〕

日常生活に関する市民の具体的な視点を計画に反映させるため、市民の皆さんに参加していただき、現在・将来のライフスタイルなどについての意見を伺いました。

〔平成 28 年度〕

新たに「地域別構想」を策定する南郷地域に着目し、主として八戸市全体（南郷地域の外側）から見た場合の南郷地域の魅力やその利活用に向けた方向性などについての意見を伺いました。

〔平成 29 年度〕

新たに「地域別構想」を策定する南郷地域に着目し、主として南郷地域の内側から見た場合の南郷地域の課題や魅力、今後のまちづくりなどについての意見を伺いました。

実施時期	平成 27 年度：平成 28 年 3 月 12 日 平成 28 年度：第 1 回 平成 28 年 9 月 11 日 第 2 回 平成 28 年 10 月 23 日 第 3 回 平成 28 年 11 月 26 日 平成 29 年度：第 1 回 平成 29 年 7 月 8 日 第 2 回 平成 29 年 8 月 26 日
実施内容など	平成 27 年度 ・現在および将来（20 年後）の希望するライフスタイルについて、ワークショップ形式で意見交換を実施 平成 28 年度 ・南郷地域における現在・これまでの取り組みを説明するとともに、現地視察なども実施しながら、南郷地域の魅力やその利活用についてワークショップ形式で意見交換を実施 平成 29 年度 ・南郷地域の課題や魅力の洗い出しを行うとともに、今後のまちづくりの方向性などについてワークショップ形式で意見交換を実施
参加人数など	平成 27 年度：15 名 平成 28 年度：第 1 回 19 名 第 2 回 13 名 第 3 回 9 名 平成 29 年度：第 1 回 9 名 第 2 回 7 名



1 策定の経緯

2 市民まちづくり懇談会

都市計画マスタープランや立地適正化計画の検討を進めていく各段階の内容を説明するとともに、市民との直接対話により計画内容に対する意見を伺いました。

実施時期	平成 28 年度：平成 28 年 9 月 20 日～10 月 8 日（全 20 回） 平成 29 年度：平成 29 年 9 月 21 日～10 月 13 日（全 13 回）
実施内容など	平成 28 年度 ・都市計画マスタープラン・立地適正化計画について、計画の概要や「コンパクト&ネットワークの都市構造」の必要性、都市機能や居住の誘導についての考え方などを説明し、日常の外出行動の把握や地域の街づくりに対する意見聴取等を実施 平成 29 年度 ・都市計画マスタープラン 地域別構想の素案や、立地適正化計画 都市機能誘導区域・居住誘導区域の概要を説明し、意見交換を実施
参加人数など	平成 28 年度：計 201 人 平成 29 年度：計 170 人



3 関係団体ヒアリング

都市計画やまちづくりに関係する団体に、都市計画マスタープラン等の検討を進めていく上での反映すべき視点などを伺いました。

実施時期	・平成 27 年 10 月 21 日～10 月 30 日
実施内容など	・都市計画マスタープラン・立地適正化計画について、計画の概要等を説明した上で、都市の現状や今後のまちづくり、計画を策定する上での留意点などについて意見交換を実施
実施団体	・八戸市中心市街地活性化協議会、八戸商工会議所、八戸農業協同組合、八戸市社会福祉協議会、特定非営利法人はちのへ未来ネット、公益社団法人青森県宅建取引業協会八戸支部

4 市民活動団体グループインタビュー

まちづくりなどの取り組んでいる市民活動団体に、活動を進めていく上での課題や、都市計画マスタープラン等の検討を進めていく上での反映すべき視点などを伺いました。

実施時期	・平成 27 年 11 月 26 日
実施内容など	・都市計画マスタープラン・立地適正化計画について、計画の概要等を説明した上で、各団体の活動における課題、都市づくりへの期待などについて意見交換を実施
参加団体	・協働のまちづくり推進委員会、ミセスV6、ぶれジョブ八戸、まちなかミュージアムワークショップ、八戸青年会議所、特定非営利活動法人 ACTY



5 パブリックコメント

「八戸市パブリックコメント手続実施要綱」に基づいて都市計画マスタープラン（素案）を公表し、市民から計画の内容に対する意見・要望を幅広く伺いました。

なお、パブリックコメントでは、主として都市計画マスタープランの「全体構想」を対象とし、「地域別構想」については前述の「市民まちづくり懇談会」で各地域の構想（素案）をお示しして、より具体的にご意見等を伺いました。

実施時期	・平成 29 年 11 月 9 日～平成 29 年 12 月 8 日
実施内容など	・ホームページへの掲載及び公民館・市民サービスセンター等での閲覧により都市計画マスタープラン（素案）を公表し、意見を募集
参加人数など	・意見提出数：1 人

アルファベット

HACCP（ハサップ）

危害分析重要管理点方式（Hazard Analysis and Critical Control Point）の略称。食品の安全を脅かす危害を分析し、製造過程を連続的に管理することによって製品の安全性を保證する衛生管理手法のこと。

IT（アイティー）

情報技術（Information technology）の略称。コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。

NPO（エヌピーオー）

民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略称。法人格の有無に関わらず、福祉・環境・まちづくりなどの一定のテーマを持って、公益的な活動をする団体。八戸市都市計画マスタープランでは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく法人格を有する特定非営利活動法人（NPO法人）を含むすべての市民活動団体を意味する。

あ・ア行

アクセス

ある場所に入る手段。交通手段。

アメニティ

一般には、心地よさ、快適さを指す。生活する場所が安全、健康的、便利、快適な状態をいう。生活の質的豊かさにとってかけがえのない価値を有するもの。

インフラ（インフラストラクチャー）

社会資本。人々の生活に不可欠で、公共団体によって整備されるもの、基盤。都市におけるインフラとしては、道路やガス・電気、上下水道、公共交通などがある。

エコタウン

産業廃棄物の有効利用と循環型産業の育成を支援する「あおもりエコタウンプラン」の拠点地域として、産業廃棄物を排出しないゼロエミッション型工

業団地の形成をめざす。

エンターテイメント

八戸市都市計画マスタープランでは、娯楽や遊び、余暇といった意味を表す。

か・カ行

開発許可

市街化区域または市街化調整区域内において開発行為をしようとする者が、あらかじめ受けるべき許可

開発行為

主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更。

規制・誘導手法

建築基準法上の特例制度や地区計画などのような都市計画に定めるルールと、建築協定や緑地協定などのような地区住民間などで私的契約として柔軟に取り決めるルールがある。

既存ストック

八戸市都市計画マスタープランでは、今まで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などを表す。

逆線引き区域

市街化区域から市街化調整区域に変更された区域のこと。

狭あい道路

住宅地の身近にある生活道路のうち、幅員が狭く、また曲がりくねっているため、良好な住環境の確保や災害時の避難、消防・救急活動を円滑に行うことが困難な道路。

共助

家族、企業や地域コミュニティなどで互いに力を合わせて助け合うこと。

協働

市民等・事業者・行政などの多様な主体が、対等の立場で、それぞれの役割を認め合いながら、共通の目標に向けて協力し合うこと。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。

緊急輸送路

災害発生時における被災者の避難および物資輸送のために利用する道路で、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点とを相互に連絡するものをいう。

区域区分

都市計画法により、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること。線引き。

グリーンツーリズム

都市住民が農山漁村で自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

グローバル化

経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになること。

景観条例

景観を保全・形成し、その景観と調和した環境を確保・整備するために地方自治体が定める条例。

減災

災害時、被害を皆無にすることは不可能という前提に立ち、起こりうる被害を最低限にとどめ短期化しようという防災の取り組み。

建築協定

住宅地の環境や商店街の利便を高度に維持増進するため、市町村が条例で定める一定区域内の土地・建築物の所有権者および使用権者の間で、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備などについて取り決める協定。

建築行為

建築基準法に規定する建築物を新築、増築、改築、又は移転すること

交流人口

仕事や旅行などでその地域を訪れる（交流する）人のこと。

交通ネットワーク

鉄道・路線バスや、道路など、人や物の輸送手段の組み合わせにより形成されるネットワーク。

交通結節点

駅前広場やバスターミナルなど、複数あるいは異種の交通手段を相互に連絡する乗り継ぎ・乗り換えのための場所。

コミュニティ

一般的には「地域社会」や「近隣社会」、「地域共同体」などと訳されているが、日常的に広く使われているため、その概念は多義にわたっている。

八戸都市計画マスタープランでは、次のような意味で用いている。

- ①まち、住宅地、集落など地域性、共同性という要件で構成されている地域社会のこと。
- ②生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人と家族を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団のこと。
- ③一定の広がりを持った地域的な組織のこと。

コミュニティバス

公共交通が空白または不便な住宅地区で、停留所を近距離にするなど、高齢者や障害者の利用に配慮するとともに、地域住民の多様なニーズにきめ細かに対応する地域密着型バスシステムのこと。

さ・サ行

市街化区域

既に市街地を形成している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、都市の発展動向などを勘案して市街地として積極的に整備する区域。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域であり、農林

2 用語解説

漁業用の建築物などや一定の要件を備えた開発行為以外は許可されない。

市街地開発事業

地方公共団体などが、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設・宅地・建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図ることを目的とした事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業などが含まれる。

市街地再開発事業

家屋が密集している地区や既成市街地を整備改善していく場合、敷地を共同利用し、建築物の不燃化、共同化、高層化を行うとともに、道路、広場などのオープンスペースを確保し、土地の高度利用による安全で快適な都市環境を創造する事業。

土地区画整理事業が減歩・換地という平面的な整備手法であるのに対し、市街地再開発事業は権利者の従前の土地、建物などに関する権利を再開発ビルの床に関する権利に変換する立体的整備手法であるところが特徴。

事業者

八戸市都市計画マスタープランでは、商店などの個人事業主や企業などを意味する。

自主防災会・自主防災組織

地域住民が災害による被害を予防、軽減するための防災活動を組織的に行うため、自主的に結成する任意団体で、主に町内会・自治会単位で組織されることが多い。

自助

自分で自分を助ける・守ること。

自然的土地利用

農地、山林、河川、水面、荒地、海浜等の土地利用のこと。

市民等

八戸市都市計画マスタープランでは、NPO（特定非営利活動法人）や市民活動団体などの非営利組織などを含む。

住区基幹公園

歩いて来られる範囲の住民が利用するための公園で、その誘致圏・規模などによって地区公園（主として徒歩圏内に居住する人の利用に供する公園）、近

隣公園（主として近隣に居住する人の利用に供する公園）、街区公園（主として街区内に居住する人の利用に供する公園）に分けられる。

スマートIC(スマートインターチェンジ)

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置され、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。

専門特化型商業

特定の種類の商品の品揃えを充実したり、単に商品を売るだけでなく関連情報や商品を利用したライフスタイルも発信、提案するような、他と異なる特別のサービスを提供する専門店。

総合静脈物流拠点港

広域的な静脈物流（廃棄物やリサイクルに関わる物資の輸送）ネットワークの拠点となる港湾のこと。国から指定を受け、支援を受けながら拠点づくりをすすめる。

た・夕行

第6次八戸市総合計画

市政運営の基本となる計画であり、まちづくりのあるべき姿を定め、その実現に必要な施策を総合的・体系的かつ戦略的にまとめたもの。（H28～H32）

地域公共交通再編実施計画

公共交通路線網の再編や運行方法の変更などを組み合わせながら、地域公共交通ネットワークの再構築を図るための事業（地域公共交通再編事業）を具体的に実施する計画。

地域公共交通網形成計画

地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにする、地域公共交通のマスタープランとしての役割を果たす計画。

地域地区

都市計画法に基づき都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るもの。地域地区は、具体的には、用途地域、特別用途地区、その他の地

域地区に大別される。

地区計画

地区レベルでのまちづくりの要請にこたえ、住民の生活に結びついた地区を単位として、道路・公園の配置や建物の用途や高さ、容積率の制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりをすすめる計画。

中核市

地方自治法に基づき政令で指定する人口 20 万人以上の都市。保健所の設置をはじめ、都道府県から保健衛生分野や福祉分野などの事務権限が移譲され、住民により身近な市が多くの行政サービスを担うことにより、市民福祉の一層の向上につながる。

テレマーケティング

電話・ファクシミリなどの情報通信技術を計画的・組織的に利用したマーケティング（商品販売）の技法。通信販売などの受注、消費者からの問い合わせ・苦情などを電話で受け付ける業務と、電話をかけて購買を勧誘したり、市場調査などをしたりする業務とがある。

都市機能

都市的な活動を支えるために必要な機能の総称。主な都市機能として、居住機能、商業機能、業務機能、工業機能、レクリエーション機能などがあげられる。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域として立地適正化計画で定められる区域。

都市基盤

都市活動を支える道路（交通基盤）、公園、河川、上下水道などの公共施設の総称。電気、ガス、電話、光ファイバーなどの供給処理施設、通信施設も広義には都市基盤に含まれる。

都市計画基礎調査

都市計画法第 6 条により、都市計画区域についておおむね 5 年ごとに実施する調査で、都市における人口、産業、

土地利用、交通などの現況および将来の見通しを把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うためのもの。

都市計画区域

都市計画の基本理念を達成するために都市計画法その他の法令の規制を受けべき土地の範囲であり、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域。

都市計画区域マスタープラン

都道府県が策定する都市計画のマスタープランとして、「都市計画の目標」、「区域区分の決定の方針」、「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」などについて定めることとされている。都市計画は、この方針に即したものでなければならない。正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」という。

都市計画提案制度

土地所有者やNPOなどは、区域の土地所有者の 2/3 以上の同意など的一定の条件を満たす場合、都市計画の決定・変更の案を提案することができる。

都市計画道路

道路のうち将来の都市の発展を予想して都市計画法に基づき決定されるもの。

都市施設

都市計画法に定められる都市計画の一つで、都市活動を支える施設（交通施設、公共空地、供給・処理施設、教育文化施設、医療・社会福祉施設など）のこと。都市施設の都市計画決定は、必要のある場合は都市計画区域外にも行うことができる。

都市的土地利用

都市生活または都市活動を営む土地利用のこと。

土地区画整理事業

区域内の土地所有者が土地を提供（減歩）し合って、道路・公園などの公共施設用地にあて、残りの土地（宅地）の区画を整え利用価値を高めて、健全な市街地とする事業。

2 用語解説

な・ナ行

乗合タクシー

乗合バスのように乗合旅客を運送するタクシーで、車両の乗車定員は10人以下となる。

は・ハ行

バリアフリー

障がい者や高齢者が生活する上での行動のさまたげとなるバリア（障壁・さまたげとなること）を取り去った生活空間や環境のあり方。物理的なものだけではなく、精神的な障壁も含む。

ポケットパーク

街なかでちょっとした憩い、休憩に利用する小さな広場のこと。民間の土地を出し合ったり、公有地または民間の土地を借用してつくることを想定する。

ホスピタリティ

「もてなし」や「歓待」の意味。

ま・マ行

まちづくり協定

「八戸市市民による地域のまちづくりの推進に関する条例」に基づき、住民が中心となって理想とするまちづくりに向けた自主的ルール等を定めた「まちづくり計画」を策定した上で、その推進に向けて市長と締結する協定。

ミニ開発

小規模な木造戸建て住宅群開発のことで、数戸から数十戸の開発が多い。

や・ヤ行

ユニバーサルデザイン

年齢、障害、国籍などに関わらず、すべての人々が使用できるような商品、建物、環境のデザイン。障害、高齢といった特別視をやめ、デザイン上の区分けをなくしていこうとするもの。

用途地域

都市計画区域において、住宅と商業施設、工場といった、その施設の持つ性

格や機能上相互に悪影響を及ぼす施設が同一の地域に存在することによる弊害を取り除き、それぞれの用途にふさわしい建築物の用途を誘致し、無秩序な混在による環境の悪化などを防止するゾーニング制度。

ら・ラ行

ライフスタイル

生活様式。新しい行動様式や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

ライフライン

市民生活の基盤となる生命線。都市生活の維持に必要な不可欠な電気・ガス・水道・通信・輸送などをいう。

立地適正化計画

都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、都市計画マスタープランの一部となるもの。

居住を誘導するエリア、都市機能の立地を誘導するエリア等を定め、公共交通の再編などと一体的に取り組んでいくことにより、『コンパクト&ネットワークの都市構造』の実現を図る。

緑地協定

都市緑地法に基づき、良好な住環境を創っていくため、土地所有者等の合意によって区域を設定し、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

連携中枢都市圏

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」に取り組むことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とするもの。

八戸市都市計画マスタープラン

2018-2038

発行：八戸市 都市整備部 都市政策課
〒031-8686
青森県八戸市内丸一丁目1-1
電話：0178（43）2111（代表）
FAX：0178（41）2302
E-mail：toshisei@city.hachinohe.lg.jp

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/>



八戸市